

# 『らくらく完全攻略！登録販売者試験一問一答&要点整理 第3版』

## お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●P105 問題 9 の解答

誤) ×

正) ○

●P307 問題 130 の解答

誤) ○

正) ×

## 改正情報

厚生労働省「試験問題作成に関する手引き」が令和 5 年 4 月に改訂されました。改正事項の概要と本書の該当箇所は以下の通りとなります。

### 1 登録販売者の別に関する改正事項

第二类医薬品または第三類医薬品を販売等する店舗（区域）において、登録販売者が店舗（区域）管理者になる場合、次のいずれかに該当していなければならない。

(1) 過去 5 年間のうち、従事期間が通算して 2 年以上あること

(2) 過去 **5 年間**のうち、従事期間が通算して **1 年以上**であり、かつ、**毎年度受講する必要がある研修**に加えて、**店舗（区域）の管理および法令遵守に関する追加的な研修**を修了していること

(3) 従事期間が通算して **1 年以上**であり、かつ、過去に店舗管理者または区域管理者としての業務の経験があること

「**1 年以上**」とは、次のいずれかをいう。

① 従事期間が月単位で計算して、1 か月に **160 時間以上** 従事した月が **12 月以上**

② 従事期間が通算して **1 年以上**あり、かつ、過去 **5 年間**において合計 **1,920 時間以上**

上記 (1) ~ (3) のいずれにも該当しない登録販売者（第 15 条第 2 項本文に規定する登録販売者）は、「**研修中の登録販売者**」という。

**研修中の登録販売者**が付ける名札は、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記とする。

開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、**研修中の登録販売者**については、薬剤師または登録販売者（**研修中の登録販売者**を除く）の管理および指導の下に実務に従事させなければならない。

2 濫用等医薬品の指定に関する改正事項

○濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物およびそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

(一)エフェドリン

(四)ブロモバレリル尿素

(二)コデイン

(五)プソイドエフェドリン

(三)ジヒドロコデイン

(六)メチルエフェドリン

※(二)、(三)、(六)に付されていた制限がすべて撤廃された。

本書のページ	該当箇所	変更前	変更後
298	Q106	第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する区域の区域管理者になる登録販売者は、過去 5 年間のうち、従事期間が通算して 2 年以上あることが必要である。	1 年半の従事期間があり、かつ、店舗管理者の経験がある登録販売者は、第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する区域の区域管理者になることができる。
299	A106	過去 5 年間に限らず、従事期間が通算して 2 年以上であり、かつ、過去に店舗管理者または区域管理者として業務に従事した経験がある登録販売者も区域管理者になることができる。	従事期間が通算して <u>1 年以上</u> であり、かつ、過去に <u>店舗管理者</u> または <u>区域管理者</u> としての業務の経験がある登録販売者は、第二類医薬品または第三類医薬品を販売等する区域の区域管理者になることができる。
306	MEMO	* 第 15 条第 2 項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者：①過去 5 年間のうち、従事期間が 2 年以上の登録販売者、②過去 5 年間に限らず、従事期間が通算して 2 年以上、かつ、店舗管理者または区域管理者の従事経験を有する登録販売者、のいずれかをいう。	※第 15 条第 2 項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者：研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。
307	A134	ブロモバレリル尿素のほか、エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る）が指定されている。	ブロモバレリル尿素のほか、 <u>エフェドリン</u> 、 <u>コデイン</u> 、 <u>ジヒドロコデイン</u> 、 <u>プソイドエフェドリン</u> 、 <u>メチルエフェドリン</u> が指定されている。